



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本製箔株式会社
代表者名 取締役社長 野 口 泰 秀
(コード番号 5 7 3 9 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理部長 中村幸一
(TEL 0 3 - 5 2 1 2 - 1 7 5 1)

定款一部変更に関するお知らせ

第 117 回定時株主総会（平成 21 年 6 月 18 日開催）において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議いたします。

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 6 条第 3 項の単元未満株券不発行に関する規定、第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条の実質株主および第 9 条第 2 項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権（請求・届出、少数株主権等）の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 10 条（株式取扱規程）に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (3) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 9 条第 2 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、用語の変更、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 4,000万株とする。 2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>3. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、ならびに<u>これらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、<u>当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 4,000万株とする。 2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第41条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の<u>手続きその他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第40条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以上